

平成31年第1回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成31年1月25日（金） 13時36分開会

13時56分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸

教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鶴本 八郎
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
学校給食センター所長	外園 満
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

・日程第1 議案第1号 指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の一部改正について
て

- (8) その他

(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、平成31年第1回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成30年第12回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、藤井委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

年末年始にかけて、市役所の仕事納め、また教育委員会事務局の仕事納めがございました。

1月4日は、市の成人式を市民会館で開催し、委員の皆様にもご出席いただきました。

それから、6日の日曜日に消防出初式が行われております。

1月8日・9日の2日間にわたって、南薩教育事務所の所長の一次面接ということで、各学校から教職員の人事異動に関する資料等を提出していただいて、面接を行ったところです。実際、具体的な人事作業が始まったという段階になります。

1月12日・13日は、菜の花マラソン関係の行事に参加しました。

1月19日の土曜日、指宿市と千歳市の青少年交流事業の体験発表会が、なのはな館で行われましたが、参加した子どもたちが、それぞれテーマを持って参加し、その研修の成果をプロジェクトを使って詳細に報告をしました。校長先生方も参加しておられましたが、大変堂々とした立派な発表であったと、また色々な経験をして帰ってきました。学校でも、そういう発表の機会を設けたいと、そういうような感想もいただいたところです。

1月23日は山川文化ホールで、市の学校保健会研究発表会がございました。毎年、この時期に開催されるのですが、今年は5名の学校医、歯科医、薬剤師の先生方を功労者として、表彰がなされたところです。

今度の日曜日は地区対抗女子駅伝競走大会。28日には、川尻小学校区の保護者との意見交換会。そして、29日に第5回の校長研修会ということで、今年度最後の校長研修会が予定されているところです。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等につきましてですが、全て公開での取扱いといたします。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、日程第1議案第1号、指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1議案第1号、指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の一部を改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、昨年3月に策定しました指宿市望ましい学校づくり基本方針に定めている、指宿市立小中学校の望ましい学校づくりに関する調整及び準備を円滑に遂行するために、各調整会議に専門的事項を調査し、及び検討するための部会を置くことができるようになります。

それでは、新旧対照表に基づき、主な改正内容についてご説明申し上げますので、7ページをご覧ください。

今回、調整会議の中で専門的事項を調査、検討するために、部会を設置できるように改正するもので、第7条の次に新たに第8条を追加するところであります。第8条の第1項は、第2条第1号の所掌事務を円滑に遂行するため、各調整会議に専門的事項を調査し、及び検討する

ための部会を置くことができるし、第2項に、各部会の部員は当該調整会議の委員のほか、教育委員会が指名する学校職員を充てるものとする。第3項に、第5条の規定は部会について準用する。この場合において、同条中、調整会議とあるのは部会と、会長とあるのは部会長と、副会長とあるのは副部会長と、委員とあるのは部員と読み替えるものとするとしたところでございます。

また、新たに第8条を追加いたしますので、以降の条文は、1条ずつ繰り下げるとともに、各部会という文言を追加したところであります。このほか、各条において文言の整理を行っているところでございます。

8ページをお開きください。

最後に、附則におきまして、この告示は平成31年2月1日から施行することといたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

追加資料がございますので、それについて説明をお願いします。

(中島室長)

本日、お配りしました追加資料の説明をさせていただきたいと思います。

先程、説明がありました部会の設置につきまして、現在考えている部会が、ここにお示しの総務部会、PTA通学部会、教務部会、庶務部会の4部会を予定しているところでございます。

運営方法としましては、総務部会とPTA通学部会につきましては、地域代表者、小学校保護者、中学校保護者、幼稚園保護者、校長からなり、調整項目に関する協議・調整を行ってもらうこととしております。また、選定を行う場合には、絞り込みの作業等を部会で最初に行ってもらい、調整会議で意見・調整をすることも想定しているところでございます。なお、部会の構成人員につきましては、昨日、山川の調整部会で少し説明をいたしまして、ご意見がありましたので、今後また調整をさせていただきたいと考えているところです。

それから、教務部会と庶務部会につきましては、学校関係者で各項目について担当者間で協議・調整を行ってもらい、調整後に調整会議に報告することを、現在は想定しているところでございます。なお、部会運営において、協議項目や協議内容によっては、関係者・担当者のみが入って調整することも想定しております。例えば、ご意見を伺いながら進めることになりますが、PTA組織については、小学校保護者や校長で構成する。そして、その中で協議して、それについて調整会議等に意見を求めるということも考えております。担当者間、関係者で進めていくということも想定しております。

このような形で、現在は4部会を考えています。そのために、今回このような改正をさせていただいたところでございます。以上で終わります。

(西森教育長)

今、調整会議設置要綱の一部改正ということで、条文の中には具体的に何々部というのは出てきていないところでございますけれど、先に山川中学校区が進んだ話し合いで進めておりますので、そういう段階で部会を設置し、具体的にこういう部会が予想されるところです。他の中学校区については、進み具合によって、それぞれの実態に即した部会等が考えられるのかなと想定しているところです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

山川の調整会議で意見があったとのことですが、差し支えなければ、どのような意見であったのか教えてください。

(中島室長)

総務部会とPTA通学部会に、小学校保護者というのがあります。現在、小学校保護者がその調整会議の中に7名委嘱しているところですが、実際、総務部会とPTA通学部会を分けますと、3名と4名になります。1名が何処かに入るということで、最初は想定していましたが、その意見の中で、各部会に4小学校の保護者に必ず入ってほしいとのことでありました。そうなると1名足りなくなり、7が8になってしまふので、そこをどう調整するかということで、何らかの対応ができないかという意見がありましたので、それは持ち帰って、また検討させていただきたいとしたところでした。

(西職務代理者)

確認事項ですが、現在、その調整会議のメンバーに入っていらっしゃる方々を、この各部会に分けるという捉え方でよろしいでしょうか。

(中島室長)

はい、そうです。

(西職務代理者)

今、7名になると数が合わなくなるから、1名はどうしようかということですね。

(中島室長)

大成小学校が1名なので、両方とも入れるかということについて、色々と調整する必要があるところです。

(西森教育長)

実際、部会等を開くときには予算を伴うので効率よくということも考えるし、または同じ日に、いくつかの部会をもつという考え方だけでもいいのかなと、そのような工夫をしながら、今後は運営していただけたらと思います。部会を設置して、具体的な話し合いをしていただくための改正をしますということです。

(西職務代理者)

この調整会議の中で話し合っていく具体的なことが、部会案に書いてあることなのですが、流れ的にはいつまでにしなければならないのか、早くしないといけないというのはあると思いますが、どのような計画でしょうか。

(中島室長)

昨日、第6回の山川中学校会議を開催しまして、その中で集約の期日という項目を提案させていただきました。そこでは、提案の案として市望ましい学校づくり基本方針に基づき、2021年4月1日に集約することを目指すという表現にさせていただきました。現在、住民説明会等も計画しており、来月から開催予定ですけれども、期日はいつにするかということを、まず方針として出しておきたかった。

そして、ある程度、協議が進んだ段階で、例えば議会に条例改正を出す前に、最終的にいつ集約が可能ということで、集約期日を2021年4月1日にするという案で、改めて出させていただく形にしたいところでございます。資料の中に、調整項目が20ぐらいあるのですが、制服、体操服、校歌、校章、こういった項目について、いつまでにするという案を示してあって、これにつきましても、昨日の調整会議の中でいくつか提案をしていました。会議の中において、そういう部会等を活用して、できるだけ細かな調整もさせていただきたいと思い、このような提案をさせていただくところでございます。

基本的に、来年度までに調整できる所は調整していきたいと思っておりますが、やはり2年かけて調整しなければ、日数的に厳しいというのも伺っておりますので、2020年度、翌々年まで調整を続けていくものもありますけれど、できるだけ早めに調整をしていきたいということで、話をさせていただいたところでございます。

(西職務代理者)

2021年4月までに集約するという形で、そこまでに集約できたとして、新しく一つになった学校というのは2022年4月からという捉え方でよろしいですか。

(中島室長)

集約するというのは、もう再編するということで、2021年4月には新しい学校になるということです。

(西職務代理者)

分かりました。

(西森教育長)

集約の意味は、もう新しい学校でスタートという意味です。ゴールとスタートをもう一緒にしているということですね。

(西職務代理者)

ということは、来年度中にこの集約を進めて、2020年度には色々なことを全て行って、2021年度からは新しくスタートできる形に持っていくということですね。

(中島室長)

できるだけ調整を来年度行い、あと一年残りますので、調整が終わるときには閉校・開校準備、施設の改修とか色々な細かな部分を行う予定としています。同級生の中でも学校が閉校になるなら、こういうことをしようかとか、同窓会等でそれぞれあるかと思いますので、それらに対応できるように早めにしないと思っています。

(西職務代理者)

今年度、2020年度までの間には、全てのことをクリアできる形にして、2021年度からはスタートという形で大丈夫ですか。

(中島室長)

それを目指していくために、こういった色々な組織を変えたりしているところでござります。

(西森教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1議案第1号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1議案第1号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていました議案等については、すべて終了いたしました。

その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成31年第1回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。